

経理部門の基本有用情報

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 「ふるさと納税」

平成 20 年 4 月 30 日、「ふるさと納税」を含む改正地方税法が成立しました。

「ふるさと納税」とは、納税額の一部を選択によりふるさとに「納税」できるという制度ではなく、ふるさとへの「寄附」を促進する税制のことです。

「ふるさと」（＝地方自治体）に寄附をした場合、翌年度の個人住民税の取り扱いはずぎのとおりです。

1. 平成 19 年度以前に寄附していた場合

つぎの金額を「所得控除」できました。

（寄附した金額－100 千円）

寄附金（他の寄附金を含む）の控除対象限度額は、総所得金額等の 25%

2. 「ふるさと納税」の概要

つぎの合計金額を「税額控除」できます。

(1) 基本控除額

（寄附した金額－5 千円）×10%

寄附金（他の寄附金を含む）の控除対象限度額は、総所得金額等の 30%

(2) 特別控除額（住民税所得割額の 10%が限度）

（寄附した金額－5 千円）×（90%－寄附者に適用される所得税の限界税率 0～40%）

3. 「ふるさとへの納税（寄附）」の手続き

基本的に、従来と変更はありません。

- ① 寄附の申込みを行い、現金振込みを行う。（各地方自治体で申込みの詳細は異なりますが申込書へ記入し、郵送・メール・FAX などで申込むケースが多く見受けられます。）
- ② 寄附した自治体から寄附金の領収書が発行されます。
- ③ ②の領収書を添付して、所得税の確定申告を行います。（その年分の所得税の計算上、所得控除されます。）
- ④ 税務署から「住所地」の市区町村に「ふるさとに寄附した旨」の通知があります。
- ⑤ 翌年に、「住所地」の市区町村から税額控除後の個人住民税が通知されます。

お見逃しなく！

- ・ 所得税における寄附金控除は、従来どおり「寄附した金額－5 千円」の所得控除です（控除対象限度額は、総所得金額等の 40%）。
- ・ 住民税の控除対象となる寄附金に、所得税の控除対象となる寄附金のうち、地方自治体が条例により指定したものも追加されました。
- ・ 特別控除額の適用は、地方自治体への寄附に限定されます。